ALPSALPINE

証券コード：6770

第92回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年６月25日（水曜日）午前10時
（当日は、午前９時より受付を開始します。）

開催場所

東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン㈱本社１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議　　案

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

目　　次

第92回定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使についてのご案内 …… 3
株主総会参考書類 …… 7
事業報告 …… 27
連結計算書類 …… 49
計算書類 …… 51
監査報告書 …… 53
会場ご案内図

アルプスアルパイン株式会社

証券コード6770
2025年６月４日
(電子提供措置の開始日 2025年５月28日)

株 主 各 位

東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン株式会社
代表取締役
社長 CEO　泉　英男

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト	https://www.alpsalpine.com/j/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アルプスアルパイン」又は「コード」に当社証券コード「6770」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）
　本招集ご通知については、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主さまに送付する交付書面を、全ての株主さまに対して送付することとしています。
　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討いただき、2025年６月24日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2025年6月25日（水曜日）午前10時
（午前９時　受付開始予定）

2．場　　所　東京都大田区雪谷大塚町１番７号
アルプスアルパイン㈱本社　１階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目 的 事 項

・報告事項　１）第92期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２）第92期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件

・決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役1名選任の件

4．招集に当たっての決定事項

３頁～４頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5．株主さまへお送りする書面についてのご案内

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしますが、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」については、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、当該書面に記載していません。

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。

本招集ご通知及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以　上

1）当社ウェブサイトのお問い合わせ欄をご活用いただき、事前に本総会の「議案等に関するご質問」、当社経営陣へのご意見・ご質問などをお寄せください。

https://www.alpsalpine.com/j/common/inquiry.html

株主さまのご関心の高い事項につきましては、株主総会や当社ウェブサイトにおいて取りあげさせていただく予定です。

2）株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせします。
https://www.alpsalpine.com/j/ir/index.html

3）株主総会ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類（７頁～26頁）をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の３つの方法があります。書面（郵送）（Ｂ）又はインターネット（Ｃ）の方法を推奨します。

A　株主総会への出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）

B　書面（郵送）による議決権行使



議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後５時到着分まで

C　インターネットによる議決権行使



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後５時入力完了分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

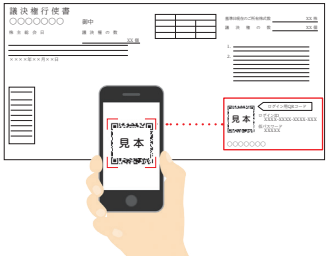

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

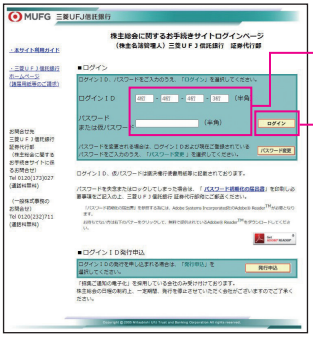

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会オンデマンド配信のご案内

株主総会終了後、その模様についてオンデマンド配信（事後配信）させていただきます。

オンデマンド配信のご視聴期間

2025年６月26日(木)午前10時(予定)～2025年９月30日(火)午後11時59分

ご視聴方法

1 **株主さまログイン画面で必要となる「ログインID」と「パスワード」をあらかじめご用意ください。**

ログインID（12桁）	パスワード（11桁）
4230-□□□□-□□□□ ―入力不要 「株主番号」(数字8桁)	□□□□□□□2025 株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」(3月末時点)(数字7桁)

※株主番号は、議決権行使書用紙に記載されています。

【議決権行使書用紙（例）】

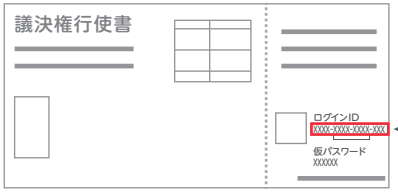

議決権行使書用紙に記載のある15桁の番号のうち、
中央の8桁の番号が株主番号です。

4230-XXXX-XXXX-XXX

※上記パスワードは、インターネットにより議決権を行使される場合に利用する「仮パスワード（議決権行使書用紙）」とは異なりますのでご注意ください。

※書面（郵送）により事前に議決権行使いただく場合は、ログインIDを確認できるように議決権行使書用紙左側の副票を切り取り、お手元にお控えください。

2 **株主総会オンラインサイト（Engagement Portal）にアクセスしてください。**

以下のURL又はQRコードから、アクセスしてください。

https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

※１つのIDで１つの機器からしかアクセスできません。

QRコードを読み取って
アクセスするのが便利です。

※QRコードは株式会社
デンソーウェーブの登録商標です。

3 **「ログインID」と「パスワード」を入力後、ご利用規約をご確認の上「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。**

※ログインIDの4つ目のテキストボックスは入力不要です。

4 **「オンデマンド配信」ボタンをクリックのうえ、表示される案内に従ってご操作ください。**

ご留意事項

- □ 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を紛失された場合、以下のお問い合わせ先にて、再発行が可能です。ただし、株主総会開催日の約１週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がありますのでご了承ください。
- □ **オンデマンド配信をご視聴いただけるのは株主さまご本人のみに限定させていただき、株主さまご本人以外の方によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。**
- □ 何らかの事情により、オンデマンド配信を行うことができなくなった場合、当社ホームページにてお知らせいたします。
- □ ご使用の端末（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- □ オンデマンド配信の撮影・録画・録音・保存及びSNSなどでの公開は固くお断りいたします。
- □ ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- □ 都合により、配信期間の変更、配信を中止する場合がございます。

【推奨環境】
株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下のとおりです。

	パソコン		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
ＯＳ*各種最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ*各種最新	Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium)	Safari、Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

＊上記環境においても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画像表示が崩れるなど、正常に動作しない場合がございます。
＊Engagement Portal」に関するQA集
https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf

本サイトに関するお問い合わせ先

ご不明な点は、三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

0120-676-808
（通話料無料）

受付時間
土日祝日を除く平日午前９時～午後５時
ただし、株主総会当日は９時～株主総会終了まで

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の剰余金の配当については、当社の株主還元基本方針に基づき、当期の業績の状況、経営環境等を勘案し、以下のとおり期末配当を実施したく存じます。

期末配当に関する事項

(１)配当財産の種類
金銭とします。

(２)配当財産の割当てに関する事項及びその金額
当社普通株式１株につき金30円といたしたく存じます。なお、この場合の配当総額は6,169,579,080円となります。なお、昨年11月中間配当金として１株につき30円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は１株につき60円となります。

(３)剰余金の配当が効力を生じる日
2025年６月26日（木曜日）

<ご参考>

当社の株主還元の基本方針について

中長期的に安定的かつ継続的に還元するためにDOE（自己資本配当率）を採用のうえ、３％を目安とします。本方針は2024年度から開始し、原則として４年間運用し、2028年度から始まる中期経営計画2030のタイミングで見直しを行います。なお、当該期間中においても大きな経済危機など想定外の事態が発生した場合は見直すことがあります。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く） ７名全員は定款第21条第１項の定めにより任期満了となります。

つきましては、社外取締役３名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

また当社取締役会は22頁から23頁記載の「アルプスアルパイン株式会社　取締役選任基準」に基づき各候補者を指名諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しています。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。なお、本議案に関する監査等委員会からの意見については17頁をご参照ください。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位・担当等	取締役会出席状況
1	泉（いずみ）　英男（ひでお）　再任	男性	代表取締役　社長　CEO	100% (21/21回)
2	小平（こだいら）　哲（さとし）　再任	男性	代表取締役　専務執行役員 COO　兼　CFO	100% (21/21回)
3	山上（やまがみ）　浩（ひろし）　再任	男性	取締役　常務執行役員　品質本部長　CQO　兼　生産本部長 CMO	100% (14/14回)
4	小林（こばやし）　淳二（じゅんじ）　再任	男性	取締役　執行役員　経営戦略本部長　CStO※　兼　人事総務本部長	100% (14/14回)
5	藤江（ふじえ）　直文（なおふみ）　再任　社外　独立	男性	取締役	100% (21/21回)
6	隠樹（おき）　紀子（のりこ）　再任　社外　独立	女性	取締役	100% (21/21回)
7	伊達（だて）　英文（ひでふみ）　再任　社外　独立	男性	取締役	100% (21/21回)

（注）各取締役候補者の取締役会出席状況は、2024年度の出席状況を記載しています。
山上浩氏及び小林淳二氏の出席状況について、2024年６月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。
※CStO ： Chief Strategy Officer



候補者番号

1

泉（いずみ）　英男（ひでお）　（1964年６月25日生）

再任

男性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

1990年４月　ALPS ELECTRIC EUROPA GmbH 出向
2018年６月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）　取締役　車載新事業担当　兼　技術本部　副本部長
2019年１月　同　執行役員　アルプスカンパニー車載新事業担当　兼　アルプスカンパニー技術本部　副本部長
2020年４月　同　執行役員　車載新事業担当　兼　技術本部　副本部長
2020年６月　同　執行役員　デバイス事業担当　兼　技術本部　副本部長
2021年４月　同　執行役員　デバイス事業担当
2022年６月　同　取締役　常務執行役員　技術担当　兼　デバイス事業担当
2023年６月　同　代表取締役　社長　CEO　兼　技術担当
2024年６月　同　代表取締役　社長　CEO（現任）

所有する当社の株式数
40,000株

在任年数
3年

取締役会出席状況
21/21回

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

泉英男氏は、ALPS ELECTRIC EUROPA GmbH駐在、主要事業部門の技術責任者、2018年にはアルプス電気株式会社取締役等を歴任し、2023年より当社の代表取締役として、経営構造改革における事業ポートフォリオ改革を中心にリーダーシップを発揮しており、これらの経験・実績を踏まえ、経営の監督の中心的役割を担う者として当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号

2

小平（こだいら）　哲（さとし）　（1963年３月21日生）

再任

男性

所有する当社の株式数

26,300株

在任年数

3年

取締役会出席状況

21/21回

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

2019年６月　アルプスアルパイン株式会社 執行役員　品質担当　兼　アルプスカンパニー第１品質本部　本部長　兼　アルパインカンパニー第２品質本部　本部長
2020年４月　同　執行役員　品質担当　兼　品質本部長
2021年６月　同　執行役員　管理担当　CFO　兼　管理本部長
2022年５月　同　執行役員　管理担当　CFO
2022年６月　同　取締役　常務執行役員　管理担当　CFO
2023年６月　同　取締役　専務執行役員　管理担当　CFO　兼　経営企画担当
2024年６月　同　代表取締役　専務執行役員　COO　兼　CFO（現任）

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

小平哲氏は、主要事業部門の品質管理部門責任者を歴任し、現在は、代表取締役 専務執行役員 COO 兼 CFOとして、当社の既存事業の業績管理・短計施策管理及び財務戦略を統括しており、当社の事業管理全般に精通したものとして当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号

3

山上（やまがみ）　浩（ひろし）　（1965年8月19日生）

再任　男性

所有する当社の株式数
20,357株

在任年数
1年

取締役会出席状況
14/14回

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

1989年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社
2011年12月　NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD. 出向
2018年７月　アルプス電気株式会社　生産本部　統括部長
2019年６月　アルプスアルパイン株式会社　執行役員　アルプスカンパニーコンポーネント事業担当　兼　アルプスカンパニー技術本部　副本部長
2020年６月　同　執行役員　コンポーネント事業担当
2021年６月　同　執行役員　資材担当
2023年６月　同　執行役員　生産担当
2024年６月　同　取締役　常務執行役員　品質担当　兼　生産担当
2025年４月　同　取締役　常務執行役員　品質本部長　CQO　兼　生産本部長　CMO（現任）

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

山上浩氏は、コンポーネント事業の技術・開発の責任者及び資材担当を歴任し、現在は、取締役 常務執行役員 品質本部長 CQO 兼 生産本部長 CMOとして、当社の品質部門及び生産部門全体を統括しており、当社の事業に精通したものとして当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号 4

小林 淳二（こばやし じゅんじ）（1968年5月30日生）

再任　男性

所有する当社の株式数
18,165株

在任年数
1年

取締役会出席状況
14/14回

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

1991年４月　アルプス電気株式会社（現・アルプスアルパイン株式会社）入社
2019年１月　同　経営企画統括部　統括部長
2020年６月　同　執行役員　経営企画担当
2021年６月　同　執行役員　コンポーネント・新事業担当
2022年６月　同　執行役員　経営企画担当　兼　新事業・コンポーネント１事業担当
2023年６月　同　執行役員　トランスフォーメーション担当　兼　新事業・コンポーネント１事業担当　兼　データソリューションカンパニー長
2024年６月　同　取締役　執行役員　最高経営戦略責任者　兼　人事総務・法務担当　兼　データソリューションカンパニー長
2025年４月　同　取締役　執行役員　経営戦略本部長　CStO※　兼　人事総務本部長（現任）

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由

小林淳二氏は、当社において経営企画担当及びコンポーネント事業・新事業担当及びトランスフォーメーション担当を歴任し、現在は、取締役 執行役員 経営戦略本部長 CStO 兼 人事総務本部長として、当社の経営構造改革の進捗管理及び人事総務部門全体を統括しており、当社の事業に精通したものとして当社経営意思決定に参画することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としました。

※CStO : Chief Strategy Officer



所有する当社の株式数

0 株

在任年数

5 年

取締役会出席状況

21/21 回

候補者番号

5

藤江（ふじえ） 直文（なおふみ）（1953年８月20日生）

再任
社外
独立
男性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

2005年６月　アイシン精機株式会社（現・株式会社アイシン）　常務役員
2008年６月　同　専務取締役
2012年６月　同　取締役・専務役員
2014年６月　同　代表取締役副社長（2018年６月退任）
2020年６月　当社　社外取締役（現任）

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由及び期待される役割等

藤江直文氏は、自動車業界で幅広く活躍され、車載事業への知見と、アイシン精機株式会社（現・株式会社アイシン）での豊富な経営経験を有しており、社外取締役として取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社の経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者としました。



候補者番号

6

隠樹　紀子（おき　のりこ）（1958年５月25日生）

再任　社外　独立　女性

所有する当社の株式数

0株

在任年数

5年

取締役会出席状況

21/21回

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

2001年12月　モルガン・スタンレー証券会社（現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）　マネージング・ディレクター
2004年10月　同　投資銀行本部 シニアアドバイザー（2018年６月退任）
2020年６月　当社　社外取締役（現任）
2022年６月　株式会社ディスコ　社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社ディスコ　社外取締役

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由及び期待される役割等

隠樹紀子氏は、長年にわたり金融業界にて活躍し、証券アナリストとしての豊富な経験と、それに基づく客観的に企業を分析する高い知見を有しており、社外取締役として取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者としました。



所有する当社の株式数
0株

在任年数
2年

取締役会出席状況
21/21回

候補者番号
7

伊達（だて） 英文（ひでふみ）（1958年７月10日生）

再任
社外
独立
男性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

2013年４月　三菱化学株式会社（現・三菱ケミカル株式会社）執行役員　グループ経営室長
2015年４月　株式会社三菱ケミカルホールディングス（現・三菱ケミカルグループ株式会社）執行役員　経営管理室長
2018年４月　同　執行役常務　最高財務責任者
2019年６月　同　取締役 執行役常務　最高財務責任者
（執行役常務　最高財務責任者は2022年3月退任、取締役は2022年6月退任）　兼　大陽日酸株式会社（現・日本酸素ホールディングス株式会社）取締役（2022年６月退任）
2023年６月　当社　社外取締役（現任）
2023年６月　三井住友信託銀行株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任）

[重要な兼職の状況]

三井住友信託銀行株式会社　社外取締役（監査等委員）

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由及び期待される役割等

伊達英文氏は、経営企画・経理部門の業務を幅広く経験され、経営企画・経理・財務・税務に関する経験・知見と、三菱化学株式会社（現・三菱ケミカル株式会社）及び株式会社三菱ケミカルホールディングス（現・三菱ケミカルグループ株式会社）で経営経験を有しており、社外取締役として、取締役会等において有益なご意見をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することが、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に繋がり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き社外取締役候補者としました。

（注）1．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2．候補者 藤江 直文氏、同 隠樹 紀子氏及び同 伊達 英文氏は、社外取締役候補者であります。
3．藤江 直文氏及び隠樹 紀子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。伊達 英文氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4．藤江 直文氏、隠樹 紀子氏及び伊達 英文氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ています。各氏が社外取締役に再選され就任した場合には、独立役員となる予定であります。
5．藤江 直文氏の前記略歴にある株式会社アイシンと当社との間には取引関係がありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の１％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
6．隠樹 紀子氏の前記略歴にある三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と当社との間には金融取引実績等は無く、また、当社は、同氏が社外取締役を務める株式会社ディスコと取引関係にありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の１％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
7．隠樹 紀子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前記の通り、証券アナリストとして培われた専門的知見を有しており、当該専門的知見を活かして当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。
8．伊達 英文氏の前記略歴にある三菱ケミカルグループ株式会社及び日本酸素ホールディングス株式会社と当社の間には取引関係がありますが、両社にとっての取引金額は直近事業年度の連結売上高の１％未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。また、三井住友信託銀行株式会社は主要借入先に該当しますが、三井住友信託銀行株式会社における位置づけは社外取締役（監査等委員）であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
9．当社は、藤江 直文氏、隠樹 紀子氏及び伊達 英文氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第29条第２項に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏が社外取締役に再選され就任した場合には、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。
10．当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。
再任取締役候補者が取締役に再選され就任した場合には、当社は各候補者との間で同契約を継続する予定です。
11．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険契約」という）を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険契約により補填することとしています。取締役全員が被保険者となっており、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、各候補者はD&O保険契約の被保険者となります。
また、D&O保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新しています。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の選任及び報酬について、指名・報酬の各諮問委員会の議論を含めて確認を行いました。取締役の選任については、その決定の手続は適正であって特段指摘すべき点はなく、また、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会等の重要会議での発言、経歴等を踏まえ、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続は適正であり特段指摘すべき点はなく、報酬等の内容は妥当と判断します。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役４名のうち、五味祐子氏が定款第21条第２項の定めにより任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

また、当社取締役会は、22頁から23頁記載の「アルプスアルパイン株式会社　取締役選任基準」に基づき本候補者を指名諮問委員会の意見・助言を受けたうえで決定しています。本候補者はこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	性別	現在の当社における地位・担当等	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
五味（ごみ）　祐子（ゆうこ）　再任　社外　独立	女性	監査等委員である取締役	100% (21/21回)	100% (14/14回)

（注）取締役候補者の取締役会及び監査等委員会の出席状況は、2024年度の出席状況を記載しています。



所有する当社の株式数
0株

在任年数
6年

取締役会出席状況
21/21回

五味 祐子（ごみ ゆうこ）（1972年3月28日生）

再任　社外　独立　女性

[略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)]

1999年 4 月　弁護士登録
　　国広法律事務所（現・国広総合法律事務所）入所
2012年 1 月　同所 パートナー就任（現任）
2012年 7 月　一般社団法人 生産技術奨励会　評議員（現任）
2013年 7 月　海上保安庁 情報セキュリティ・アドバイザリー会議委員（2022年３月退任）
2013年 9 月　内閣府大臣官房総務課法令遵守対応室　法令参与（非常勤・現任）
2018年 6 月　日本瓦斯株式会社　社外監査役（2023年６月退任）
2019年 5 月　株式会社ローソン　社外監査役（2025年５月退任）
2019年 6 月　当社　監査等委員である社外取締役（現任）
2022年 8 月　海上保安庁　情報セキュリティアドバイザー（現任）
2025年 3 月　コクヨ株式会社　社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

コクヨ株式会社　社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

五味祐子氏は、長年にわたり弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と政府関係機関の有職者委員、他企業の社外役員を務めるなど幅広い経験を有しており、法的知見により当社取締役会、監査等委員会において的確な提言・助言をいただくことにより、当社経営全般の監督を期待しています。同氏を選任することにより、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。

（注）1．五味 祐子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．候補者 五味 祐子氏は、社外取締役候補者であります。
3．五味 祐子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
4．五味 祐子氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は五味 祐子氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ています。同氏が監査等委員である取締役に再選され就任した場合には、独立役員となる予定であります。
5．五味 祐子氏の前記略歴にある国広総合法律事務所及びコクヨ株式会社とは、当社及び当社の連結子会社との法務などの役務提供、販売や仕入れなどそれぞれ取引が無く、独立性を有していると判断しています。
6．五味 祐子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、前記のとおり、法務に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しており、それらを活かして当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。
7．当社は、五味 祐子氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第29条第２項に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に再選され就任した場合には、当該契約を継続する予定です。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。
8．当社は、取締役全員との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。
五味 祐子氏が、監査等委員である取締役に再選され就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定です。
9．当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定するD&O保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険契約により補填することとしています。取締役全員が被保険者となっており、五味 祐子氏が、監査等委員である取締役に再選され就任した場合はD&O保険契約の被保険者となります。
また、D&O保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新しています。

（ご参考）本定時株主総会後の取締役（予定）のスキルマトリックス

氏名	当社における地位	属性	性別	特にスキルの発揮を期待する知識・専門性								
				企業経営	技術・研究開発	製造・品質	営業・マーケティング	財務・ファイナンス	法務・リスク管理	DX・IT	ESG・サステナビリティ	グローバル経験
いずみ ひでお 泉 英男	代表取締役 社長　CEO	社内	男性	●	●					●		●
こだいら さとし 小平 哲	代表取締役 専務執行役員	社内	男性	●		●		●	●		●	
やまがみ ひろし 山上 浩	取締役 常務執行役員	社内	男性	●		●						●
こばやし じゅんじ 小林 淳二	取締役 執行役員	社内	男性		●				●	●	●	
ふじえ なおふみ 藤江 直文	取締役	社外 独立	男性	●	●							
おき のりこ 隠樹 紀子	取締役	社外 独立	女性					●				
だて ひでふみ 伊達 英文	取締役	社外 独立	男性	●				●				●
ささお やすお 笹尾 泰夫	監査等委員である取締役	社内	男性		●		●			●		●
なかや かずや 中矢 一也	監査等委員である取締役	社外 独立	男性	●	●							
とうよし ようこ 東葭 葉子	監査等委員である取締役	社外 独立	女性					●	●		●	
ごみ ゆうこ 五味 祐子	監査等委員である取締役	社外 独立	女性						●		●	
よこやま たろう 横山 太郎	補欠の監査等委員である取締役	社外 独立	男性						●			

＜当社が特にスキルの発揮を期待する知識・専門性＞

企業経営	当社を取り巻く市場環境に鑑み的確な意思決定を行い、持続的な成長と企業価値の向上を実現
技術・研究開発	当社のコア技術を最大限に活用し、感動・安全・環境の価値を創出
製造・品質	顧客に信頼され、ご満足いただける製品やサービスを提供するために必要となるモノづくり、品質保証
営業・マーケティング	変化の激しい市場環境の中で事業機会を創出し、当社の成長を加速させ、企業価値向上に向けた戦略を推進
財務・ファイナンス	経営戦略と連動し、成長投資・健全な財務・株主還元のバランスがとれた財務基盤を構築し、戦略や施策を実行
法務・リスク管理	法令遵守・内部統制・リスク管理の観点から、適切なガバナンス体制を構築し、適確かつ迅速に対応
DX・IT	データとデジタル技術を活用し、事業と業務オペレーションの変革・効率化を推進
ESG・サステナビリティ	持続可能な社会の実現に向けて、当社の事業を通じた社会的な課題解決への貢献
グローバル経験	多様な価値観やグローバルな視点からの事業展開と遂行

以　上

（ご参考）「アルプスアルパイン株式会社 取締役選任基準」

＜社内・社外取締役共通＞
1.経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
2.遵法精神に富んでいること
3.人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4.業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞
1.企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2.取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3.独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

＜社外取締役独立性判断基準＞
当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1.当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注１)
2.当社の大株主(注２)
3.当社グループの主要な取引先(注３)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注４)企業等の業務執行者
4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5.当社グループから多額(注５)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6.当社グループから多額の寄付を受けている者(注６)
7.社外取締役の相互就任関係(注７)となる他の会社の業務執行者
8.近親者(注８)が上記１から７までのいずれかに該当する者
9.過去３年間において、上記２から８までのいずれかに該当していた者
10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注１：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注２：大株主とは、直近事業年度末において自己または他人の名義をもって議決権ベースで５％以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
注３：主要な取引先とは、当社グループの販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社または相手方の直近事業年度の連結売上高の２％を超えるものをいう。
注４：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の２％を超える金融機関をいう。
注５：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
（１）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
（２）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の２％を超えるときを多額という。ただし、当該２％を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
注６：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
注７：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
注８：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

（ご参考）「アルプスアルパイン株式会社　取締役会実効性評価」について

＜取締役会実効性評価の概要＞

当社は、取締役会の実効性の向上による有効的なコーポレート・ガバナンスの実現と取締役会機能の一層の充実を図るべく、年に1回、取締役会の実効性評価を実施しています。2024年度に実施した取締役会実効性評価の概要は下記の通りです。

1．目的・趣旨

株主、顧客、従業員、地域社会等に対する責任を果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、より実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現し、取締役会機能の一層の向上を図ります。

2．評価プロセス

（1）今回の取締役会実効性評価の方法とスケジュールを2025年2月度の取締役会にて報告を行いました。
（2）同年3月に当社取締役11名に対して記名式の実効性評価アンケートを実施しました。
（3）同年4月10日開催の経営委員会(社内取締役、役付執行役員、ESG・法務担当執行役員が出席)において、取締役会の実効性に関する意見交換を実施しました。
（4）同年4月18日開催の社外取締役等連絡会(社外取締役、社内監査等委員が出席)において、取締役会の実効性に関する意見交換を実施しました。
（5）同年4月22日開催の取締役会において、経営委員会及び社外取締役等連絡会の意見交換内容を踏まえて議論した後、2024年度取締役会実効性の評価を決定しました。

3．アンケート項目

今年度のアンケートの大項目は以下の通りとし、大項目の下に詳細な小項目を設けて多面的な調査を行っています。実効性評価アンケートは、毎年の継続的な測定が可能なように、一定の質問項目については毎回同じにする一方で、評価の質を高めるために、質問項目の見直しを毎年行っています。

なお、2024年度は、昨年度低評価項目に対する課題解決等の進捗状況を確認することから、2023年度と同一の質問項目にて実施しました。

また、各大項目に自由記入設問を設け、アンケート項目にとらわれず多様な意見や提言を吸い上げられるようにしています。

① 取締役会の規模・構成
② 取締役会の運営
③ 取締役会の審議内容

④　取締役間のコミュニケーション
⑤　取締役会の支援体制
⑥　指名諮問委員会・報酬諮問委員会の運営状況

4．実効性向上に向けた2024年度の取り組み

2023年度の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、2024年度、当社は以下の点に取り組みました。

取締役会を含む経営会議における資料作成の改善

本年度は、経営会議付議基準に対応するよう決議内容を記載することにより、決議対象を明確化するとともに、サマリーペーパーの作成および本体資料と別紙（Appendix）の効果的な使い分けにより、取締役会が案件の審議や執行の監督を行ううえで必要十分な情報を提供する取り組みを行いました。

2024年度実効性評価アンケートに関し、2023年度より改善がみられるとの回答を得たものの、資料のまとめ方、社内用語の使用等に課題が見られるとの回答もあり、更なる改善の必要性を認識しました。

取締役会における中長期的な企業価値の向上に向けた議論の機会提供

本年度は、取締役会の議題順序を議題の重要度・優先度に応じて設定し、重要議題を優先的に議論できるようにしました。また、企業価値向上に関する重要テーマは、年間計画として事前に設定しておくことで、企業価値向上に関する議論の機会と時間の確保につとめました。

2024年度実効性評価アンケートに関し、企業価値向上に関する重要テーマの議論時間が確保できているとの回答を得ました。一方で、取締役会の議題が多く、年間計画通りに議論できないこともあったとの回答もあり、経営会議付議基準（執行役員への権限移譲）に関する検討の必要性を認識しました。

取締役会体制の見直し

従来、取締役会には取締役の出席に加え、執行役員が陪席しておりましたが、本年度は、取締役のみを出席対象とし、議案に応じて担当執行役員が陪席するように、取締役会体制の変更を行いました。

2024年度実効性評価アンケートに関し、社内外取締役間のコミュニケーションが改善し、取締役会の議論が充実したとの回答を得ました。一方で、上記取り組みにより、社外取締役と執行役員とのコミュニケーション機会が減少したとの回答があり、改善の必要性を認識しました。

役員に対するトレーニングの機会・内容の見直し

本年度は、従来より実施している定例の役員研修会(取締役及び執行役員が出席)に加え、執行役員に対して、外部機関を活用したファイナンス研修(２時間×５回)を実施いたしました。

2024年度実効性評価アンケートに関し、経営会議の議論の質を向上させるために、取締役・執行役員に対するトレーニングを継続的に実施する必要があるとの回答を得ました。

５．2024年度 実効性評価結果の概要

2024年度の取り組みを踏まえ、 2024年度実効性評価アンケート、経営委員会及び社外取締役等連絡会の意見交換並びに取締役会での議論の結果、2024年度の取締役会の実効性については以下の内容が確認されました。

・取締役会の人数は適正かつ多様性に富み、実効的な経営の監督を担保する体制が整えられている。
・取締役間で自由闊達な議論が行われている。
・ステークホルダー(従業員、株主、投資家等)に対する適切な情報開示と建設的な対応が行われている。
・取締役会において会社としての方向性や経営戦略に関する議論ができている。

上記の内容を総括した結果、当社取締役会は、2024年度の取締役会の実効性は適切に確保されていると判断しました。一方で、実効性を更に高めていくためには、下記の2024年度の取り組みを更に深化させると同時に、次に示す事項について取り組んでいく必要性が認識されました。

・取締役会を含む経営会議における資料作成の継続改善
・企業価値向上に関する重要テーマの議論時間確保と内容の充実
・役員に対するトレーニング機会の更なる提供
・役員間コミュニケーションの改善（主に社外取締役と執行役員）

当社取締役会は、上記の点を含め、取締役会の実効性の維持・向上に引き続き取り組み、取締役会による経営に対する万全の監督を担保するとともに、持続的な企業価値の向上を目指していきます。

以　上

事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、北米では実質賃金の上昇が個人消費を促進し、比較的堅調に推移しました。欧州では、エネルギー価格の安定が個人消費を支える一方で、全体的な経済状況は安定しているもののドイツやイタリア等での自動車産業を中心とした製造業の不振もあり、地域ごとにばらつきがある状況です。中国では、輸出の増加が経済を支えていますが、不動産市場の低迷と個人消費の低下が課題で、景気回復には足踏みも見られます。日本では、国内消費の回復とインバウンド需要、輸出の増加が成長を支えていますが、物価上昇による実質賃金の低下もあり、景気は緩やかな回復基調にあります。

当連結会計年度における事業環境は、円安による売上高及び営業利益への押し上げ効果に加え、車載市場では、新車販売がグローバルで増加基調にある中、パワートレイン構成の変化や中国資本の自動車メーカーの拡大により新規顧客の開拓や採用製品の増加によるTier2ビジネスが増加しています。一方で、当社主要顧客である日本・北米・欧州の自動車メーカー向けのTier1ビジネスは低迷が続いています。モバイル市場では、大手スマートフォンメーカー向けが堅調です。民生市場では、ゲーム機器向けやその他電子部品の需要が拡大しています。

また当社は、2025年３月期が最終年度となる第２次中期経営計画を中止して、2025年３月期を経営構造改革期間と位置づけ、抜本的な改革に全力を挙げてきました。その結果、経営構造改革のうちコスト構造改革として計画した施策の効果も相まって前期比で増益とすることができました。

当連結会計年度における経営成績の概況については以下のとおりです。なお、下記に示す売上高は外部顧客に対する売上高であり、報告セグメント間売上高は内部取引売上高として消去しています。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
9,904億円	2.7%	305億円	23.0%

営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する当期純利益	前期純損失
341億円	73.0%	378億円	298億円

コンポーネント事業

売上高構成比

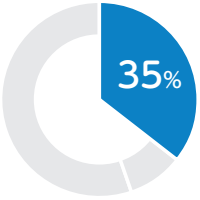

売上高

3,480億円

営業利益

303億円

売上高 （単位：億円）

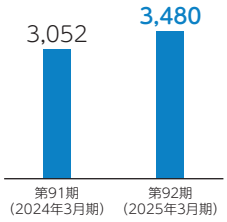

売上高は、円安による押し上げ効果のほか、民生市場向け製品やモバイル市場向け製品の需要及び車載市場向け製品の拡販により増加しました。営業利益は、円安や売上高の増加が寄与し増加しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンポーネント事業の売上高は3,480億円（前期比14.0%増）、営業利益は303億円（前期比48.5%増）となりました。

センサー・コミュニケーション事業

売上高構成比



売上高

841億円

営業損失

33億円

売上高 （単位：億円）

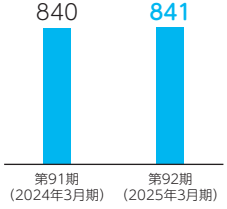

売上高は、車載市場向け製品が従来モデルのキーレスエントリーシステム製品からデジタルキー製品への置き換えによる端境期にあり減少する一方で、円安による押し上げ効果やモバイル市場向け製品の需要が増加し事業全体ではほぼ前年度と同じとなりました。営業利益は、開発費が増加し前期比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるセンサー・コミュニケーション事業の売上高は841億円（前期比0.1%増）、営業損失は33億円（前期における営業損失は14億円）となりました。

モジュール・システム事業

売上高構成比

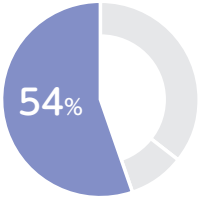

売上高

5,372億円

営業利益

56億円

売上高　（単位：億円）

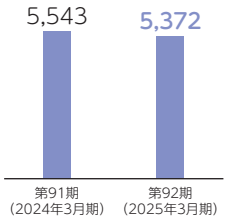

売上高は、円安による押し上げ効果があったものの、システム製品の欧州向けモデル終息や中国市場における当社主要顧客である日本・北米・欧州自動車メーカーの低迷により減少しました。営業利益は、売上高の減少や賃金の上昇があったものの、変動費の改善や顧客からの開発費回収増、前連結会計年度の減損損失により減価償却費が軽減されたことにより増加しました。なお、当事業は、売上高の外貨取引額が原価の外貨取引額でほぼ相殺されるため、為替影響を受けにくい利益構成となっています。

以上の結果、当連結会計年度におけるモジュール・システム事業の売上高は5,372億円（前期比3.1％減）、営業利益は56億円（前期における営業損失は11億円）となりました。

2025年３月期において、経営構造改革の施策として(株)アルプス物流株式の売却益270億円、及びパワーインダクターの事業譲渡益64億円を特別利益に計上しました。

以上により、上記の３事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高9,904億円（前期比2.7％増）、営業利益341億円（前期比73.0％増）、経常利益305億円（前期比23.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益378億円（前期における親会社株主に帰属する当期純損失は298億円）となりました。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況等

① 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額518億円（前期比37億円減）の設備投資を行いました。

セグメント別ではコンポーネント事業 172億円、センサー・コミュニケーション事業 75億円、モジュール・システム事業 254億円となりました。

② 資金調達の状況

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入金にて調達しています。資金の源泉を安定的に確保するため、キャッシュ・コンバージョン・サイクル改善による流動性資金の拡充、金融機関からの借入、コマーシャルペーパー発行による調達等、資金調達の多様化に加え、一部の金融機関とコミットメントライン契約を締結しています。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、当連結会計年度において、パワーインダクター事業をDelta Electronics Inc.グループの日本法人であるデルタ電子株式会社に対して承継させる吸収分割を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、当連結会計年度において、持分法適用会社である(株)アルプス物流に対する持分の一部を売却しました。

(3) 企業集団の経営環境と対処すべき課題

当社は日本をはじめ北米、欧州、中国、その他アジアを中心に23の国と地域に186拠点を持ち、約40,000種類の製品・サービスを車載市場、モバイル市場、民生市場向けに販売しています。車載市場は、主に日本・北米・欧州の大手自動車メーカー向けに直接販売するTier1ビジネスを中心に、世界中の自動車部品メーカー向けに販売するTier2ビジネスも行っています。モバイル市場は、大手スマートフォンメーカーをはじめ、その他モバイル関連製品を扱う顧客にも販売を行っています。また、民生市場は、自動車やモバイル製品以外のパソコン、家電、ゲーム機器や一部産業機器等のメーカーに販売しています。

当社グループを取り巻く経営環境は、グローバル市場での競争が激化しており、世界市場での競争力を維持するために、経済的な変動に対応する必要があります。特に足許では、米国発動の相互関税などの地政学リスクにより不確実性が高い状況にあり、短期での関税対応と中長期を見据えたサプライチェーンの見直しが重要課題になっています。

また、車載市場における当社の事業領域では、車の自動運転や電動化とともに車室内の電子化による技術進化が急速に進んでいます。特にインフォテインメントシステムやデジタルキャビンの開発が進み、車内の快適性と利便性が向上しています。近年では中国資本の企業がこの分野で躍進し、これに対抗して、従来の当社顧客の多くを占める日本や欧米の企業も技術開発と市場拡大に注力しており、企業間競争が激化しています。モバイル市場においては、技術のコモディティ化による競合企業の参入が進み、より一層のコスト対応力が求められるとともに当社のコア技

術が活きる新製品の開発が求められています。また、これらの既存市場だけでなく、新規市場開拓としてロボティクス、ライフサイエンス、住宅設備、産業機器、農業、介護、環境、リサイクル市場への参入で当社製品の強みを生かすことを目指します。

中期経営計画2027では中期の重要課題として、①モビリティ事業の収益化、②成長ドライバーの不在、③収益予想のボラティリティ低減、④資本効率の改善による収益力の強化の４点を掲げ、課題解決に取り組みます。

加えて、当社グループは、中長期的に企業価値を向上させるためにESG（環境・社会・ガバナンス）領域からも重要な経営課題を特定し、中長期と短期の視点を均衡させた実効性の高い戦略を策定し実行していきます。具体的には、環境価値の高い製品の創出やインターナルカーボンプライシング制度の導入等を通じた事業の持続的な良質化を目指しつつ、GHG（温室効果ガス）排出量の削減、省エネ推進、廃棄物削減等により環境負荷を低減させながらコスト競争力の向上も図ります。また、再生材の利用や廃棄物削減・再資源化による資金循環の促進を本格化させます。これらの活動の推進力を、人財のリスキリング（再教育）とリーダー育成により増強していきます。更に、経営関連会議の実効性改善策等を通じてコーポレート・ガバナンスを強化し、前述の活動を後押ししながら、当社グループは持続的な成長を目指していきます。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第89期 (2021年度)	第90期 (2022年度)	第91期 (2023年度)	第92期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上高 (百万円)	802,854	933,114	964,090	990,407
営業利益 (百万円)	35,208	33,595	19,711	34,106
経常利益 (百万円)	40,286	34,940	24,809	30,521
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	22,960	11,470	△29,814	37,837
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	110.82	55.77	△145.04	184.00
総資産 (百万円)	743,520	736,997	753,989	740,715
純資産 (百万円)	425,308	399,782	392,824	415,515

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。
2. 第90期において、当社の連結子会社であった(株)アルプス物流及びその子会社25社を持分法適用会社に変更しています。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、コンポーネント事業、センサー・コミュニケーション事業、モジュール・システム事業、その他の4事業区分に関係する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

(2025年3月31日現在)

セグメントの名称	主要製品
コンポーネント事業	スイッチ類、アクチュエーター、ハプティック等
センサー・コミュニケーション事業	センサー、通信デバイス等
モジュール・システム事業	車載モジュール、情報通信機器（インフォテインメント、ディスプレイ）、サウンド等
その他	システム開発、オフィスサービス、金融・リース事業、旅行業等

(注) モジュール・システム事業は、2025年4月1日付で、モビリティ事業に名称を変更しています。

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

① 当社

(2025年３月31日現在)

本　　社	東京都大田区
支　　店	関西支店（大阪府大阪市）
事 業 所	宇都宮事業所（栃木県宇都宮市）
営 業 所	厚木営業所（神奈川県厚木市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、広島営業所（広島県広島市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
工　　場	古川第２工場（宮城県大崎市）、涌谷工場（宮城県遠田郡）、角田工場（宮城県角田市）、平工場（福島県いわき市）、小名浜工場（福島県いわき市）
研究・開発拠点	仙台開発センター(古川)（宮城県大崎市）、仙台開発センター(仙台)（宮城県仙台市）、長岡開発センター（新潟県長岡市）、いわき開発センター（福島県いわき市）

② 子会社

主要な子会社及びその所在地は、「(８) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の状況

(2025年３月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
コンポーネント事業	8,811名	594名減
センサー・コミュニケーション事業	3,261名	310名減
モジュール・システム事業	13,686名	455名減
その他	1,529名	47名減
合　計	27,287名	1,406名減

(注) モジュール・システム事業は、2025年４月１日付で、モビリティ事業に名称を変更しています。

② 当社の状況

(2025年３月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,429名	168名減	41.9歳	17.3年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者は除く）です。

(8) 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

名称	住所	資本金	主な事業内容		議決権の保有割合(%)	関係内容
			セグメントの名称	事業形態		
ALPS ALPINE NORTH AMERICA, INC.	アメリカ サンタクララ	千USD 36,439	コンポーネント、センサー・コミュニケーション、モジュール・システム	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。
ALPS ALPINE EUROPE GmbH	ドイツ ウンターシュライスハイム	千EUR 5,500	コンポーネント、センサー・コミュニケーション、モジュール・システム	販売	100	当社が製品を販売しています。
ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.	韓国 光州廣域市	百万KRW 36,000	コンポーネント、センサー・コミュニケーション、モジュール・システム	製造、販売	100	当社が部品を販売し、製品は相互に販売しています。
ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 377,117	コンポーネント、センサー・コミュニケーション、モジュール・システム	販売	100	当社が製品を販売しています。
NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 浙江省寧波市	千CNY 307,253	コンポーネント、センサー・コミュニケーション	製造、販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。
WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.	中国 江蘇省無錫市	千CNY 286,096	コンポーネント	製造、販売	100 (89.73)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。また機械設備を賃貸しています。
ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.	ハンガリー ビアトルバギー	千EUR 33,500	モジュール・システム	製造、販売	100 (100)	当社が部品を販売し、製品を購入しています。
ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.	中国 北京市	千CNY 823,907	モジュール・システム	開発及び設計	100 (100)	当社が製品の開発や設計を委託しています。

(注) 子会社の議決権に対する所有割合欄の( )内数字は間接所有割合(内数)

（9）主要な借入先の状況

（2025年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	32,729百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	24,085百万円
三井住友信託銀行株式会社	11,800百万円
株式会社りそな銀行	3,800百万円
農林中央金庫	2,500百万円
株式会社横浜銀行	1,500百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,500百万円
株式会社みずほ銀行	1,046百万円

（注）企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項（2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　500,000,000株
② 発行済株式の総数(自己株式13,628,814株を除く。)　205,652,636株
③ 株主数　32,226名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,886	19.88
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	17,995	8.75
株式会社エスグラントコーポレーション	17,303	8.41
株式会社シティインデックスイレブンス	17,229	8.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,433	3.12
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,191	2.03
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,975	1.93
大樹生命保険株式会社	3,591	1.74
日本生命保険相互会社	2,750	1.33
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,738	1.33

（注）１．当社は、自己株式を13,628,814株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3．三井住友信託銀行株式会社から、2024年４月４日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社の３社で、18,874千株（発行済株式の総数に対する割合9.17％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
4．野村證券株式会社から、2024年9月24日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社及び野村アセットマネジメント株式会社の２社で、17,976千株（発行済株式の総数に対する割合8.74％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
5．株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2023年10月16日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の４社で、10,343千株（発行済株式の総数に対する割合5.02％）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

⑤　当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く）	当社譲渡制限付株式 21,900株	4名
執行役員	当社譲渡制限付株式 24,000株	8名

（2）新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権１個当たりの払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	新株予約権の行使期間	保有者数 社外取締役でない当社取締役（監査等委員である取締役を除く）
アルプス電気株式会社 第５回	2018年 6月22日	10個	普通株式 1,000株 （新株予約権１個につき100株）	294,400円 （１株当たり2,944円）	新株予約権１個当たり100円 （１株当たり１円）	2018年７月26日 ～ 2058年７月25日	1名

（注）１．当社は、2019年６月21日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって株式報酬型ストック・オプション制度を廃止しました。従いまして、新規のストック・オプションの付与は行っていません。
２．新株予約権者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
３．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況

(2025年３月31日現在)

氏名	会社における地位及び担当又は主な職業	重要な兼職の状況
泉　英男	代表取締役社長　CEO	
小平　哲	代表取締役専務執行役員　COO 兼 CFO	
山上　浩	取締役常務執行役員　品質担当 兼 生産担当	
小林淳二	取締役執行役員　最高経営戦略責任者 兼 人事総務・法務担当 兼 データソリューションカンパニー長	
藤江直文	取締役	
隠樹紀子	取締役	株式会社ディスコ　社外取締役
伊達英文	取締役	三井住友信託銀行株式会社　社外取締役（監査等委員）
笹尾泰夫	取締役（監査等委員）　（常勤）	
中矢一也	取締役（監査等委員）	
東葭葉子	取締役（監査等委員）　公認会計士	コクヨ株式会社　社外取締役 マブチモーター株式会社　社外取締役（監査等委員）
五味祐子	取締役（監査等委員）　弁護士	コクヨ株式会社　社外取締役

（注）１．取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、取締役（監査等委員）中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
２．当社は、取締役 藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、取締役（監査等委員）中矢一也氏、東葭葉子氏、五味祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
３．取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
４．2024年６月26日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役 栗山年弘氏、取締役 遠藤浩一氏が任期満了により退任しました。
５．2024年６月26日開催の第91回定時株主総会において、取締役に山上浩氏及び小林淳二氏が新たに選任され、それぞれ就任しました。
６．小平哲氏は、2024年6月26日付で取締役 専務執行役員から代表取締役 専務執行役員に就任しました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、泉英男氏、小平哲氏、山上浩氏、小林淳二氏、藤江直文氏、隠樹紀子氏、伊達英文氏、笹尾泰夫氏、中矢一也氏、東葭葉子氏及び五味祐子氏との間で会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することができることとしています。ただし、当社が役員に対して責任を追及する場合において当該役員に生じる防御費用等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定するD&O保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の遂行に関し損害賠償請求がされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等をD&O保険契約により補填することとしています。ただし、悪意に基づく法令違反に起因する損害賠償請求等は補償契約対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の対象範囲は当社の取締役、執行役員、執行職、特定部署の部長並びに子会社の取締役、監査役及びこれらに相当する役員であり、保険料は全額当社が負担しています。

また、D&O保険契約の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新しています。

⑤ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集や、執行部門の重要な社内会議における情報収集及び報告の受領等を日常的に行い、並行して、内部監査部門を窓口とした管理部門との連携を図ることにより、監査等委員会の活動の実効性を確保するために常勤の監査等委員を選定する旨を定款に定めており、笹尾泰夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。

⑥　当事業年度に係る取締役の報酬等の総額
　　役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数

イ．取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	245 (39)	185 (39)	26 (－)	33 (－)	9 (3)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	67 (41)	67 (41)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	313 (81)	252 (81)	26 (－)	33 (－)	13 (6)

（注）1．取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2．当事業年度末日における取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）です。
3．業績連動報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
4．非金銭報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しています。
5．上記のほか、当社は2014年6月20日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役（社外取締役を除く）に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しています。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し114百万円の退職慰労金を支給しています。

ロ．業績連動報酬等に関する事項

賞与に係る指標は、単年度の業績向上に向けた動機付けを図る観点から、報告セグメント（コンポーネント事業、センサー・コミュニケーション事業及びモジュール・システム事業）の営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標としています。また、資本効率視点も踏まえた経営を推進するため、評価指標として自己資本利益率を追加しました。この指標に基づき賞与の支給率を決定し、これをもとに算定した賞与額を支給しています。

2024年度の報告セグメントの営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益は、期初業績予想、営業利益率2.4％、親会社株主に帰属する当期純利益322億円に対して、実績は、営業利益率は3.4％、親会社株主に帰属する当期純利益は366億円となっています。また、自己資本利益率の実績は9.0％となっています。

ハ．非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。

二. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1） 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年６月23日開催の定時株主総会にて、年額７億円以内（うち社外取締役年額１名当たり10百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨、決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は12名です。

また、2019年６月21日開催の定時株主総会にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について、本譲渡制限付株式報酬の上限株式数を年200,000株とすることを決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は５名です。

2） 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額のうち、社外取締役の報酬等の額は、2020年６月24日開催の定時株主総会にて、年額50百万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は８名（うち社外取締役２名）です。

3） 監査等委員である取締役の報酬額は、2019年６月21日開催の定時株主総会にて、年額120百万円以内とする旨を決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は６名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等に関する方針は、「短期及び中長期の業績との連動性を重視した報酬体系により、役員の企業業績及び株価向上へ向けた行動を最大限に促進し、グループ全体の持続的な企業価値の向上を図る」として取締役会にて定めています。

1）報酬の種類と割合

業務執行取締役の報酬は基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬としています。また、非業務執行取締役については、基本報酬のみとしています。

報酬水準及び報酬構成の割合（基本報酬、賞与及び株式報酬の割合）は、外部専門機関の調査データなどを参考に設定しています。

なお、2024年度に外部専門機関の調査データなどを参考に報酬構成の割合を検討した結果、2025年７月以降の報酬については、2024年度と同様の割合としています。原則として上位役位ほど、変動報酬の割合が高くなる様に設定しています。

区分	基本報酬	賞与	株式報酬
2025年度	50~60%	25~32%	15~20%

※標準評価の場合の構成比率。

2）基本報酬に関する方針

基本報酬は、固定的報酬として月額にて支給しています。

3）業績連動報酬等に関する方針

①賞与は、単年度の業績（報告セグメントの営業利益率、親会社株主に帰属する当期純利益、自己資本利益率）に応じて、役位別に定めた標準支給額に対して、0～200%の範囲で変動する仕組みとする事で、全社業績を反映しています。

②また、報酬諮問委員会にて個人別の評価を行い、上記①で算出された役位別支給額に対して加減算を行う事で、個人別の成果・業績を賞与に反映しています。

4）非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、役位別に定める譲渡制限付株式報酬額に応じて、譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、1円未満の端数は切り上げる）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会が決定した額から算出した数の譲渡制限付株式を割当てるものです。これは、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みです。

また、役員によるサステナビリティー課題への取り組みを促進するため、2024年から譲渡制限付株式報酬の一部へESG評価指標を組み入れることとしました。ESG評価指標は複数の第三者機関による評価を総合し、標準報酬額に対して80～120%の範囲で変動する仕組みとしています。

なお、譲渡制限の概要は次のとおりです。

①譲渡制限期間　割当契約により割当を受けた日より40年間

②譲渡制限の解除条件

株式報酬の対象となる取締役又は執行役員（以下「対象取締役等」という。）が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位をも任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点又は割当契約に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、対象取締役等が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5）報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与時期や条件は、次のとおりです。

・基本報酬は、毎月支給する。

・賞与は、毎年６月に支給する。

・譲渡制限付株式の払込みのための報酬は、譲渡制限付株式の割当て日に支給する。

6）報酬の返還等

当社は、業務執行取締役及び執行役員に対する賞与及び譲渡制限付株式報酬において、重大な法令違反等の非違行為等が生じた場合には、報酬諮問委員会の審議のうえ、取締役会の決議により、支給済みである報酬の一部又は全部について対象者に返還を求めるクローバック制度を導入しています。また、賞与の算定基準となる業績について、支給後に下方修正が生じた場合には、支給率を再算定し、支給済みの賞与の全部もしくは一部の返還を求める措置を講じます。

ヘ．取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は、取締役会及び監査等委員会であり、株主総会で承認された報酬総額の限度内で、取締役（監査等委員である取締役を除く）は取締役会で報酬額を決定し、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で報酬額を決定する事としています。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定については、株主総会が決定する取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額の限度内で、取締役全員の同意をもって報酬諮問委員会にその決定を委ねることができる事としており、これに基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬配分の具体的金額等の決定を報酬諮問委員会に委ねています。報酬諮問委員会では、業務執行取締役の賞与に対する全社業績の反映及び個人別の評価、また、譲渡制限付株式報酬へのESG評価指標の結果の評価を毎期行うこととしています。

委任した理由は、報酬の客観性、透明性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスを向上させるには、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会で決定する事が望ましいと判断したためです。なお、報酬諮問委員会の委員は、次のとおりです。

地位及び担当	氏名
監査等委員である取締役（社外取締役）	中矢 一也、東葭 葉子、五味 祐子
社外取締役	伊達 英文
代表取締役 社長 CEO	泉 英男
代表取締役 専務執行役員 COO 兼 CFO	小平 哲

取締役会は、当事業年度に係わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や、決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

⑦　社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職状況　（2025年３月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役	隠樹 紀子	株式会社ディスコ	社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	伊達 英文	三井住友信託銀行株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	コクヨ株式会社 マブチモーター株式会社	社外取締役 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	コクヨ株式会社	社外取締役	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役 藤江直文氏は、これまでの車載事業における研究開発等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から車載事業の戦略等について積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。また、指名諮問委員会委員長として客観的、独立的な立場から同会議を主導しています。

・取締役 隠樹紀子氏は、長年にわたる証券アナリストとしての専門的見地から、当社の外部開示の在り方や開示資料に織り込むべき論点の整理、新たな視点の提供などについて主導的な役割を果たすなど、適切な経営監督を行っています。

・取締役 伊達英文氏は、これまでの経営企画、経理、財務、税務等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から当社の財務戦略や外部開示への対応方法について積極的に意見具申するなど、適切な経営監督を行っています。

・取締役（監査等委員）中矢一也氏は、これまでの民生品事業における事業開発・製品開発等の経験を踏まえた幅広い知見や企業経営者として培われた専門的見地から事業の妥当性や考慮すべき視点の反映について積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。また、報酬諮問委員会委員長として、客観的、独立的な立場から役員報酬制度設計の検討、個別役員報酬の決定等の審議において主導的な役割を果たしています。

・取締役（監査等委員）東葭葉子氏は、長年の公認会計士としての経験に基づいた専門的見地から、事業計画の妥当性、財務・税務計画の在り方、潜在的な会計上のリスク、意思決定の妥当性・適法性の確保等の観点から積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。また、監査等委員

会委員長の任を担い、事業執行から独立した立場から監督機能を果たすべく、同会議を主導しています。

・取締役（監査等委員）五味祐子氏は、長年の弁護士の経験に基づいた専門的見地から法的妥当性の確認や内部統制/コンプライアンス視点での注意喚起、再発防止に向けた取り組み内容の精査などについて積極的に意見を具申するなど、適切な経営監督を行っています。

なお、各会議の出席状況は、次のとおりです。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	指名諮問委員会 出席状況	報酬諮問委員会 出席状況
取締役	藤江 直文	全21回中21回	－	全４回中４回	－
取締役	隠樹 紀子	全21回中21回	－	全４回中４回	－
取締役	伊達 英文	全21回中21回	－	－	全３回中３回
取締役 (監査等委員)	中矢 一也	全21回中21回	全14回中14回	全４回中４回	全５回中５回
取締役 (監査等委員)	東葭 葉子	全21回中21回	全14回中14回	全３回中３回	全５回中５回
取締役 (監査等委員)	五味 祐子	全21回中21回	全14回中14回	－	全５回中５回

（注）１. 伊達英文氏の報酬諮問委員会の出席状況について、2024年６月26日の就任後に開催されたものを対象としています。

２. 東葭葉子氏の指名諮問委員会の出席状況について、2024年６月26日の就任後に開催されたものを対象としています。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当社	175	－
連結子会社	13	－
計	188	－

（注）1．監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っています。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、以下に記載する７社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けています。

1. ALPS ALPINE EUROPE GmbH
2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
3. ALPS ALPINE (CHINA) CO., LTD.
4. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
5. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
6. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
7. ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

①剰余金の配当等

当社は、資本政策として、成長投資・健全な財務・株主還元の３つのバランスを取る方針としています。

株主還元方針は、中長期に安定的かつ継続的に還元するためにDOE（自己資本配当率）を採用のうえ、３％を目安としています。本方針は2024年度から開始し、原則として４年間運用し、2028年度から始まる中期経営計画2030のタイミングで必要な見直しを行います。

なお、当該期間中においても、大きな経済危機など想定外の事態が発生した場合は、見直すことがあります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）
2024年10月30日 取締役会決議	6,169	30.00
2025年６月25日 定時株主総会決議（予定）	6,169	30.00

毎事業年度における剰余金の配当については、第２四半期末日を基準日とする中間配当と期末配当の年２回とし、その決定は取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。ただし、当面は原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしています。

当事業年度の配当については、上記方針のもと、業績の状況、経営環境等を勘案し、中間配当として１株当たり30円、期末配当については、１株当たり30円とし、年間配当60円（前期に比べ30円増配）を予定しています。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

②自己株式の取得

当社は、自己株式の取得については、取締役会の決議をもって行うことができる旨、定款に定めています。取締役会においては、他の投資案件との比較、資本効率や財務状況を勘案しながら総合的に判断することとしています。

なお、当社は、2025年４月30日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式消却に係る事項について決議しました。

１．自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元策の一環として１株あたりの価値の向上、及び資本効率の向上を目的として自己株式の取得及び消却を行います。

2．取得に係る事項の内容

（1）取得対象株式の種類	当社普通株式
（2）取得し得る株式の総数	20,000,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に 対する割合9.73%)
（3）株式の取得価額の総額	200億円（上限）
（4）取得期間	2025年５月１日 ～ 2026年３月31日（予定）
（5）取得方法	東京証券取引所における市場買付

3．消却に係る事項の内容

（1）消却する株式の種類	当社普通株式
（2）消却する株式の総数	上記「2．取得に係る事項の内容」により 取得した自己株式の全株式数
（3）消却予定日	2026年４月30日

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額		科目	金額
(資産の部)			(負債の部)	
Ⅰ 流動資産			**Ⅰ 流動負債**	
1．現金及び預金		147,941	1．支払手形及び買掛金	90,381
2．受取手形及び売掛金		166,841	2．短期借入金	44,288
3．商品及び製品		69,331	3．未払費用	14,093
4．仕掛品		18,841	4．未払法人税等	7,350
5．原材料及び貯蔵品		50,462	5．賞与引当金	10,087
6．その他		43,453	6．役員賞与引当金	53
7．貸倒引当金		△1,926	7．製品保証引当金	9,680
流動資産合計		494,946	8．その他の引当金	1,816
Ⅱ 固定資産			9．その他	49,109
1．有形固定資産			流動負債合計	226,861
(1) 建物及び構築物	126,484		**Ⅱ 固定負債**	
減価償却累計額及び減損損失累計額	△89,757	36,726	1．長期借入金	56,499
(2) 機械装置及び運搬具	346,102		2．繰延税金負債	23,717
減価償却累計額及び減損損失累計額	△297,101	49,001	3．退職給付に係る負債	13,194
(3) 工具器具備品及び金型	154,306		4．役員退職慰労引当金	66
減価償却累計額及び減損損失累計額	△139,805	14,500	5．持分法適用に伴う負債	2,009
(4) 土地		16,335	6．環境対策費用引当金	796
(5) 建設仮勘定		20,108	7．その他	2,055
有形固定資産合計		136,673	固定負債合計	98,338
2．無形固定資産		22,031	**負債合計**	**325,200**
3．投資その他の資産			(純資産の部)	
(1) 投資有価証券		60,033	**Ⅰ 株主資本**	
(2) 繰延税金資産		15,234	1．資本金	38,730
(3) 退職給付に係る資産		364	2．資本剰余金	123,872
(4) その他		13,593	3．利益剰余金	213,942
(5) 貸倒引当金		△2,162	4．自己株式	△28,254
投資その他の資産合計		87,064	株主資本合計	348,289
固定資産合計		245,769	**Ⅱ その他の包括利益累計額**	
資産合計		**740,715**	1．その他有価証券評価差額金	23,154
			2．土地再評価差額金	△476
			3．為替換算調整勘定	48,699
			4．退職給付に係る調整累計額	△5,672
			その他の包括利益累計額合計	65,704
			Ⅲ 新株予約権	5
			Ⅳ 非支配株主持分	1,515
			純資産合計	**415,515**
			負債純資産合計	**740,715**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（自　2024年 4月1 日
至　2025年 3月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		990,407
Ⅱ　売上原価		815,238
売上総利益		**175,169**
Ⅲ　販売費及び一般管理費		141,062
営業利益		**34,106**
Ⅳ　営業外収益		
1．受取利息	2,070	
2．受取配当金	1,329	
3．補助金収入	1,217	
4．その他	451	5,067
Ⅴ　営業外費用		
1．支払利息	1,040	
2．為替差損	3,377	
3．持分法による投資損失	1,958	
4．休止固定資産減価償却費	419	
5．外国源泉税	834	
6．その他	1,022	8,652
経常利益		**30,521**
Ⅵ　特別利益		
1．固定資産売却益	65	
2．投資有価証券売却益	218	
3．関係会社株式売却益	27,074	
4．事業譲渡益	6,424	
5．その他	445	34,228
Ⅶ　特別損失		
1．固定資産除売却損	1,248	
2．減損損失	4,541	
3．特別退職金	298	
4．その他	789	6,877
税金等調整前当期純利益		**57,872**
法人税、住民税及び事業税	11,928	
法人税等調整額	7,860	19,788
当期純利益		38,083
非支配株主に帰属する当期純利益		246
親会社株主に帰属する当期純利益		**37,837**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ 流動資産		**Ⅰ 流動負債**	
1．現金及び預金	48,522	1．買掛金	88,226
2．受取手形	1,216	2．短期借入金	24,062
3．売掛金	111,213	3．1年内返済予定の長期借入金	21,900
4．商品及び製品	16,604	4．リース債務	2
5．仕掛品	7,557	5．未払金	23,149
6．原材料及び貯蔵品	9,819	6．未払費用	6,889
7．前渡金	327	7．未払法人税等	306
8．前払費用	2,293	8．前受金	751
9．未収入金	53,325	9．預り金	107
10. 未収還付法人税等	54	10. 賞与引当金	6,546
11. 関係会社短期貸付金	11,539	11. 役員賞与引当金	48
12. その他	635	12. 製品保証引当金	5,028
13. 貸倒引当金	△50	13. 棚卸資産損失引当金	1,618
流動資産合計	263,060	14. その他	905
Ⅱ 固定資産		流動負債合計	179,544
1．有形固定資産		**Ⅱ 固定負債**	
(1) 建物	23,038	1．長期借入金	51,700
(2) 構築物	1,309	2．長期未払金	28
(3) 機械及び装置	20,924	3．退職給付引当金	4,677
(4) 車両運搬具	155	4．環境対策費用引当金	796
(5) 工具、器具及び備品	2,656	5．資産除去債務	459
(6) 金型	2,172	6．繰延税金負債	1,212
(7) 土地	15,803	7．その他	145
(8) 建設仮勘定	6,174	固定負債合計	59,019
有形固定資産合計	72,233	**負債合計**	**238,564**
2．無形固定資産		(純資産の部)	
(1) 特許権	1	**Ⅰ 株主資本**	
(2) 借地権	236	1．資本金	38,730
(3) 商標権	10	2．資本剰余金	
(4) ソフトウェア	17,368	資本準備金	99,993
(5) 電話加入権	3	その他資本剰余金	1,365
(6) 施設利用権	1	資本剰余金合計	101,359
無形固定資産合計	17,621	3．利益剰余金	
3．投資その他の資産		その他利益剰余金	
(1) 投資有価証券	10,080	繰越利益剰余金	79,499
(2) 関係会社株式	48,758	その他利益剰余金合計	79,499
(3) 関係会社出資金	17,784	利益剰余金合計	79,499
(4) 関係会社長期貸付金	458	4．自己株式	△28,277
(5) 従業員に対する長期貸付金	117	株主資本合計	191,311
(6) 長期前払費用	1,319	**Ⅱ 評価・換算差額等**	
(7) 前払年金費用	165	1．その他有価証券評価差額金	2,625
(8) 差入保証金	124	2．土地再評価差額金	△1,158
(9) その他	19	評価・換算差額等合計	1,466
(10) 貸倒引当金	△395	**Ⅲ 新株予約権**	5
投資その他の資産合計	78,432	**純資産合計**	**192,783**
固定資産合計	168,286		
資産合計	**431,347**	**負債純資産合計**	**431,347**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損　益　計　算　書

（自　2024年 4月 1日
至　2025年 3月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		620,534
Ⅱ　売上原価		567,178
売上総利益		**53,355**
Ⅲ　販売費及び一般管理費		71,848
営業損失		**18,492**
Ⅳ　営業外収益		
1．受取配当金	32,835	
2．その他	1,650	34,485
Ⅴ　営業外費用		
1．支払利息	870	
2．為替差損	2,715	
3．支払手数料	267	
4．外国源泉税	666	
5．その他	738	5,258
経常利益		**10,735**
Ⅵ　特別利益		
1．投資有価証券売却益	205	
2．関係会社株式売却益	35,049	
3．事業譲渡益	6,541	
4．その他	125	41,921
Ⅶ　特別損失		
1．減損損失	8,524	
2．固定資産除売却損	1,014	
3．投資有価証券評価損	97	
4．その他	0	9,637
税引前当期純利益		**43,019**
法人税、住民税及び事業税	△437	
法人税等調整額	△2	△440
当期純利益		**43,460**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２５年５月20日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　島　一　郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　橋　本　悠　生

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプスアルパイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２５年５月20日

アルプスアルパイン株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　島　一　郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　橋　本　悠　生

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、アルプスアルパイン株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第９２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について子会社を含む取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員及びEY新日本有限責任監査法人等から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し（オンライン形式含む）、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り（オンライン形式含む）、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役、執行役員の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月23日

アルプスアルパイン株式会社　監査等委員会

監査等委員　東　葭　葉　子　㊞

常勤監査等委員　笹　尾　泰　夫　㊞

監査等委員　中　矢　一　也　㊞

監査等委員　五　味　祐　子　㊞

（注）監査等委員 東葭　葉子、中矢　一也及び五味　祐子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〔会 場 ご 案 内 図〕

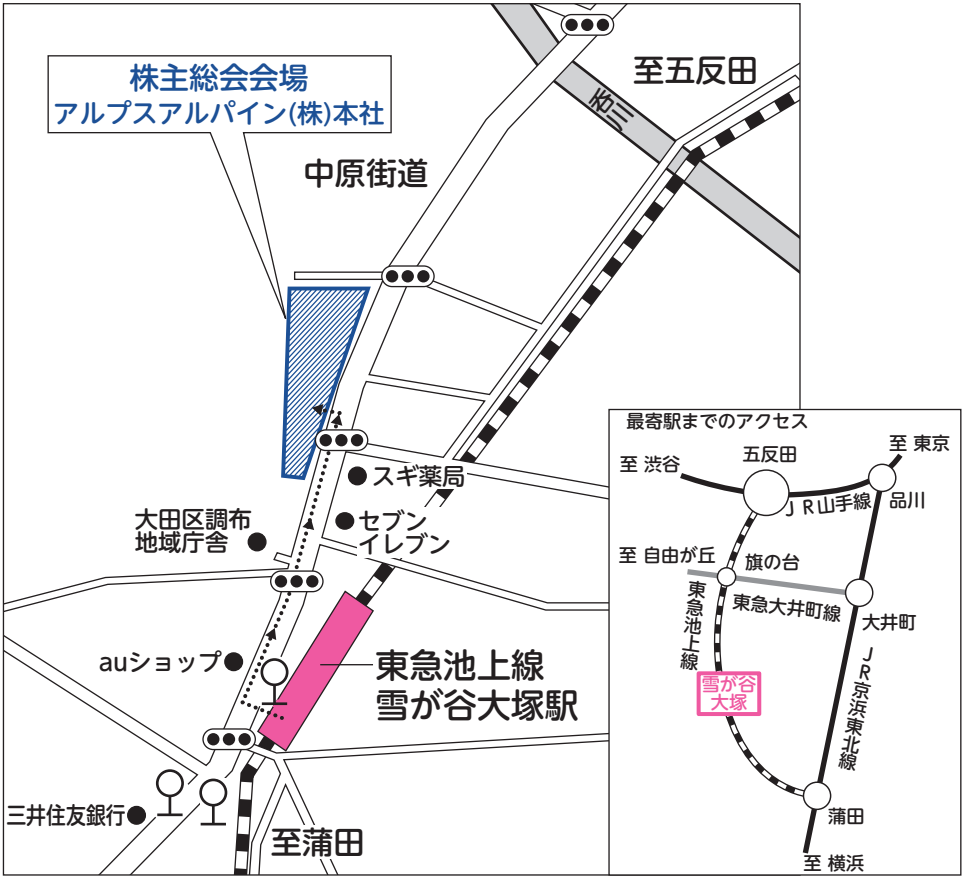

＜交通のご案内＞

電車

東急池上線「雪が谷大塚駅」下車　徒歩約５分
五反田駅より８駅目（約12分）
蒲田駅より６駅目（約10分）

バス

東急バス「雪が谷バス駅」下車　徒歩約５分
「蒲12」　田園調布駅（東急東横／目黒　各線）⇔
蒲田駅（ＪＲ京浜東北／東急池上／東急多摩川　各線）
「多摩01」多摩川駅（東急東横／目黒／多摩川　各線）⇔
東京医療センター

※会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
車椅子等にてご来場の株主さまには、会場内に専用スペースを設けております。
ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。